

平成 27 年 4 月 1 日

## 社会福祉法人 清雲会 行動計画

職員の仕事と子育ての両立を支援するための雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間
2. 内容

目標 1 : 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施

〈 対策 〉

平成 27 年 4 月～

- 就業規則に記載されている妊娠中・産前産後休暇・育児休暇の制度を職員に周知する。

平成 27 年 4 月～

- 所属長と連携をとり、妊娠中の職員の労働について必要な場合は軽減を図るようになる。

目標 2 : 子どもが生まれる際の父親の休暇の取得の促進

〈 対策 〉

平成 27 年 4 月～

- 就業規則に記載されている 配偶者が出産したときの特別休暇を職員に周知し、取得率向上を目指す。